

事故救済制度案の概要について

1. 制度の骨格

「給付金制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

※事故発生後、①給付金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する（その際には、先行して支給した給付金額分は控除）。

- ⇒ 賠償責任の有無にかかわらず広く救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 事前登録の必要なく救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 賠償責任保険を事前登録（認知症と診断された人が対象）とし、認知症の早期受診を促進【賠償責任保険制度】

2. 対象者・給付金等

		加害者									
		神戸市民			市外						
		責任無し		責任有り	責任無し		責任有り				
		①給付金制度：給付金を先行して支給 ②賠償責任保険制度：賠償責任が認められれば、 保険金を支給する（給付金分は控除）									
被害者	神戸市民	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】					
			・死亡 最高3000万円 ・後遺障害 75万円～3000万円 ・入、通院	限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)	・死亡 最高3000万円 ・後遺障害 75万円～3000万円 ・入、通院	・死亡 最高3000万円 ・後遺障害 75万円～3000万円 ・入、通院					
			入通院日数	入院	通院	入通院日数	入院	通院	入通院日数	入院	通院
			31日以上	10万円	5万円	31日以上	10万円	5万円	31日以上	10万円	5万円
		15～30日	5万円	3万円	15～30日	5万円	3万円	15～30日	5万円	3万円	
		8～14日	3万円	2万円	8～14日	3万円	2万円	8～14日	3万円	2万円	
	7日以内	2万円	1万円	7日以内	2万円	1万円	7日以内	2万円	1万円		
		(自賠償、労災のみ減額調整あり)			(自賠償、労災のみ減額調整あり)			(自賠償、労災のみ減額調整あり)			
	対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】						
		・財物損壊 最高10万円 ・休業損害 最高5万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)	・財物損壊 最高10万円 ・休業損害 最高5万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	・財物損壊 最高10万円 ・休業損害 最高5万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)						
	市外	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】							
		・被害者見舞 最高10万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)								
	対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】								
		・被害者見舞 最高10万円 (自賠償、労災のみ減額調整あり)	限度額2億円 (他の制度との減額調整あり)								
	鉄道遅延	-		【賠償責任保険制度】	-		-				
				限度額2億円(*1) (他の制度との減額調整あり)							
	類焼被害	・1被災世帯30万円 ・1事故最大1,000万円		【賠償責任保険制度】	-		-				
				限度額2億円(*2) (他の制度との減額調整あり)							
	本人の傷害死亡	【傷害死亡・後遺障害保険（事前登録必要）】 交通事故、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給(*3) ・死亡 100万円 ・後遺障害 42万円～100万円			-		-				

(*1) 身体障害・財物損壊を伴う電車の遅延損害等の損害は対象

(*2) 火災による物損（重過失除く）は対象外

(*3) 給付金と重複して支給する場合有り

3. 要件等

	給付金制度	賠償責任保険制度
① 責任能力の有無	責任能力の有無を問わず	責任能力有り
② 事前の登録	不要	必要（保険加入）
③ 事故発生地	日本国内のみ	日本国内のみ
④ 法人	対象外	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑤ 個人（事業損失）	対象	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑥ 同居親族	対象	対象外
⑦ 減額調整	自賠償・労災保険以外調整無し	他の救済制度等との減額調整を行う
⑧ 示談対応	無し	示談交渉サービスセット
⑨ 認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会での判定	給付金は推進委員会の判断で支給	賠償責任保険等は受託者の判断で支給

4. 運用支援

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①事前相談・申請受付対応支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事故救済制度の概要説明（一般照会） ・事故受付対応（給付要件確認） ②事故事実の調査支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事故状況、損害状況の確認 ・有無責の判断、解決イメージの構築 ・対応方針の決定 ・他に責任分担すべき者がいる場合の対応 ③給付判定支援（給付の可否や給付額の査定案の作成） <ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求に必要な書類の案内、取付 ・保険金額の算出と解決支援 | <ul style="list-style-type: none"> ④判定委員会運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事案レポートの作成、提出 ・事案管理表の作成、提出 ・判定委員会運営支援 ⑤不服申立・訴訟対応支援 <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立、訴訟対応支援 ・訴訟対応支援（賠償事故の場合） ・不正、不当請求等疑義事案への対応支援 ⑥マニュアル・帳票等支援 <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル、Q&A、帳票類の作成 ・市、判定委員会における勉強会の開催 |
|--|---|

5. 普及啓発

- 制度案内冊子の作成、発送・配布 10000部 (1,380,000円)
- ・事故救済制度の概要、事故発生時の連絡先、事故発生から給付までの流れなどをまとめた「制度案内冊子」を作成する。
 - ・高齢者安心登録事業の登録者や認知症検査の受診者に対する同冊子の発送・配布を通じて制度情宣と認知症検査促進を図る。

6. 事故予防の取組み

- ①リスクマネジメントサービスの実施
 - ・福祉施設向けリスクマネジメント研修
 - ・地域住民向け交通安全セミナー
 - ・シニアのための交通安全冊子の配布
- ②地域見守りネットワークを活用した事故予防（「まもるっく（GPS）」（合計4,672,400円）
 - ・GPS（まもるっく）の配布（500個）（2,430,000円）
 - ・かけつけサービス（2,242,400円）
 - 【1事故あたり支払限度額】
 - ・6,480円×最大3時間＝19,440円
 - ・総支払限度額 10,000,000円
 - ・1名あたり最大6回まで（年間）

7. コールセンターの設置

- 24時間365日対応のコールセンターを設置する。（24,642,000円）
- ※コールセンターでは、事故が起こった際、今後の対応について助言等を行う。

8. 概算事業費

- | | |
|--------------------|--|
| ①給付金制度（約定履行費用保険） | 神戸市民1人当たり 24円（制度案では@24円×1,530,368人＝36,728,830円） |
| ②賠償責任保険制度（支払限度2億円） | 登録者1人当たり 1,510円（制度案では@1,510円×69,886人＝105,527,860円） |
| ③コールセンター：24時間365日 | 24,642,000円（賠償責任保険の1人当たり保険料は変動する場合有り） |
| ④制度情宣（普及） | 1,380,000円 |
| ⑤見守りネットワーク構築 | 4,672,400円 |
| | 合計 172,951,090円（契約候補者による見積額。実際の予算計上額は今後精査） |
| | ※賠償責任保険の加入者数等により事業費は変動。 |

※2年目以降の保険料について

- ・給付金制度は事故の発生率より増減（給付金）

通算損害率	2年度目	3年度目
20%未満	△10%	△20%
～45%未満	△5%	△10%
～80%未満	—	—
～105%未満	+5%	+10%
105%以上	+10%	+20%

- ・賠償責任保険の1人当たりの保険料は変動する場合有り（神戸市の事故救済制度における事故の発生率による増減は無し）。